

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から53年9月まで

兄がA市役所に勤務しており、私が20歳になった際、B課C係長に国民年金の加入を勧められた。兄が同市役所の窓口で申請手続きを行い、年金担当者に受け付けてもらった。加入した月の保険料は、兄が同市役所で納付し、その後は、納付書で同市役所か同市D支所で納付していた。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市役所に確認したところ、申立人の実兄に国民年金の加入を勧めたとするC係長及び担当職員は、申立期間当時、共に同市役所に在籍しており、D支所が存在していたことが確認できた。

また、申立人の実兄は、加入手続後受け取った年金手帳をその母親に渡し、申立人及びその母親の保険料を併せて納付したと述べており、その母親は国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料も納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人の実兄は、申立人の年金手帳及び保険料納付後の事務処理についても鮮明に記憶しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

加えて、申立期間当時のC係長から、申立人の実兄に申立人の国民年金の加入を勧めたとの証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 1 日から 26 年 2 月 20 日まで
昭和 23 年 3 月から 26 年 2 月まで勤めた A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給された記録になっているが、受け取った覚えが無い。当該期間の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び被保険者記号番号払出簿は、いずれも性別が男性と記録されているとともに、生まれ年及び名前の表記が誤って記録されており、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは考え難い上、支給決定された当時の制度では男性であれば脱退手当金の受給要件を満たしていないことから、適正な事務処理が行われたとは言いがたい。

また、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が異なっており、脱退手当金が支給されたとする額は、法定額と相違している。

さらに、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
脱退手当金が支払われたとされる頃は、私は、年金制度のことは何も知らなかったので自分で手続をしたとは思えない。また、退職後、3年近くたってから手続をすることも不自然だと思う。脱退手当金をもらっていないので年金支給対象の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、約2年10か月後の昭和43年2月21日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和41年11月*日に婚姻しているが、A年金事務所に保管されている脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名が旧姓で記載されており、申立人が脱退手当金を請求したとすると不自然さが残る。

さらに、脱退手当金裁定請求書に記載されている住所について、申立人は、全く覚えが無いと供述しており、当時の夫の国民年金被保険者台帳の住所欄の住所変更履歴にも当該住所は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 24 日から 41 年 11 月 30 日まで
ねんきん特別便で、A社での勤務期間について脱退手当金を受給したことになっていた。平成 22 年 3 月頃に年金事務所で相談したが、詳しくは分からないとのことで納得できなかった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 1 か月後の昭和 44 年 12 月 20 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 43 年 8 月 * 日に婚姻し改姓しているが、B年金事務所に保管されている脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名が旧姓で記載されている上、申立人の名前の読み方は「C」であるところ、当該裁定請求書のふりがな欄には「D」と記載されているとともに、脱退手当金支給決定日当時の申立人の住所はE郡F町であったにもかかわらず、当該裁定請求書の住所欄にはA社の所在地が記載されているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とはされず、未請求となっており、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年12月まで
加入手続は昭和48年4月頃、町内役員の訪問により自宅で父親が行い、その後、保険料は町内の役員が定期的に集金に来て父親が渡していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その父親が町内役員の集金で納付してくれたと述べているところ、戸籍の附票により、申立期間の一部はA市に在住していたことが確認できることから申立内容が不合理である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から52年3月まで
20歳になった時に、母親から国民年金に加入したと聞いた。加入してからは、母親と私が交代でA町役場に国民年金保険料を持参しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができない上、申立人及びその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月頃に払い出されており、その時期を基準とすると申立期間の大部分は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年11月まで
平成7年2月から医院を開業するためA会に加入し、開業に伴う一切の指導を受けた。その中に、国民健康保険と国民年金の加入手続の書類が含まれていたため、A会が代行して加入手続を行ったはずである。妻が納付になっており、私だけ未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A会が国民年金の加入手続の代行を行ったはずと述べているところ、B社から、国民年金の加入指導及び代行手続は行っていないとの回答が得られた。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、婚姻後の平成5年4月に第3号被保険者への該当処理が行われてから8年11月までの期間、第3号被保険者として記録されている上、C市役所の国民年金被保険者名簿によると、3号共済として記録されていることが確認できることから、申立人が7年2月に医院を開業した際、第1号被保険者への種別変更が行われないうまま、第3号被保険者として引き続き記録管理されているものと推認できる。

さらに、申立人及びその妻は国民年金の加入手続や第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続にC市役所へ出向いたことは無いと述べており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 9 月 11 日まで
② 昭和 36 年 9 月 13 日から 37 年 9 月 8 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 9 月 15 日まで
④ 昭和 40 年 12 月 26 日から 43 年 8 月 26 日まで

A 県内及び B 県内の数社で勤務した後、C 社に勤務し、出産を契機に退職した。退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④の事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 11 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、D 年金事務所には、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、当該裁定請求書には申立人の署名、押印があることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月27日から22年10月2日まで
私が昭和22年に18歳になるため、結婚をさせるので退職させてほしいと、父親が会社の手紙を出したため、やむを得ず私は退職した。退職の時に同僚からの結婚祝い金はもらったが、会社から退職金はもらっていないし、脱退手当金の話も聞いていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給記録が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和22年11月10日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 6 日から 38 年 4 月 11 日まで

A社で織物製造に従事したが、部署が変わり立ち作業になり、身体的につらかったので退職した。脱退手当金について全く受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年8月5日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 37 年 3 月 23 日から 41 年 4 月 1 日まで

結婚のため退職したA社の期間については、脱退手当金かどうかは分からないが、同社から現金を受給した。B社の期間も、一緒に受給していることは全く知らなかったので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書を書いた記憶は無いと供述しているものの、申立人の氏名が記載された脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているA社での健康保険厚生年金保険被保険者原票がC年金事務所（当時は、C社会保険事務所）に保存されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月30日に、同一手帳記号番号で被保険者資格が取得されていたB社での被保険者期間を含めて脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

昭和 40 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 30 日までの期間においてA社に勤務していた。40 年 12 月の給与が 10 万円だったことを覚えており、高額な給与なので結婚できると思い 41 年 4 月に結婚をした。その後の給与は、6 万 7,000 円から 10 万円くらいであった。また、10 万円を超える給与の時もあった。賞与や退職金は無かったが給与は高額であった。申立期間の標準報酬月額の記録が実際の給与額より低額であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「家具職人として同僚 3 人と一組になって請負の形で勤務した。」、「基本給は無く、事前に造る製品の価格を決めて仕事に当たった。」、「製品の価格や出来高によって給与に変動があり、給与は 3 人で均等割していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間において申立人と同様に家具職人として勤務した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の申立期間における標準報酬月額とほぼ同額であり、当該同僚の記録と比べ、申立人の記録のみが低額であったという事情は見当たらない。

また、申立人と同様に家具職人としてA社に勤務した複数の同僚は、死亡又は所在が不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額についての供述を得ることができない。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 31 日から 40 年 9 月 26 日まで
A社B工場に勤めた期間について、脱退手当金を支給したと記録されているが、脱退手当金を受け取った覚えも無く、支給したとされる頃にお金を受け取った覚えも無いため、脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の整理番号の前後に記載されている 100 名の女性のうち、申立人が資格を喪失した昭和 40 年の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある 25 名の記録を確認したところ、17 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 15 名が資格喪失日から約 7 か月以内に支給されている上、脱退手当金の支給決定日が同日である者が複数いることを踏まえると、申立人についても事業主の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 12 月 14 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 22 日から 33 年 10 月 30 日まで
結婚が決まったためA社B工場を退職したが、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、調査の上、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年1月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、裁定庁からの照会に対して回答した記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社B工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和33年10月30日の前後2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者24名を調査したところ、このうち17名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が約4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 15 日から 35 年 10 月 1 日まで
A社を結婚退職した。失業保険は再就職の意思が無かったため、手続きなかった。脱退手当金を受給したことになっているが、退職時に、そのような説明を聞いたことは無かった。脱退手当金の支給記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額などを社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。